

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章	資源	現在の整備・取組状況(計画に記載した令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
第2章	社会的に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	【関係職員への研修等実施回数】年1回	【関係職員への研修等実施回数】年1回
		【上記受講者数】各施設1人	【上記受講者数】各施設1人
		【子ども本人への啓発等】 子どもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施	【子ども本人への啓発等】 子どもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施
第2章	意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホームに入所中の全児童（100%）	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児入所施設・子ども相談センター・時保護所に入所中の全児童（100%）
第2章	措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ることども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	【認知度】アンケート等により確認	【認知度】アンケート等により確認
		【利用度・満足度】制度利用者に満足度を確認	【利用度・満足度】制度利用者に満足度を確認
第2章	措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備	意見聴取等措置の際に理解度を確認	意見聴取等措置の際に理解度を確認
第2章	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	【意見表明ができる子どもの割合】100% (意見表明ができる子どもの数／全施設等入所児童)	【意見表明ができる子どもの割合】100% (意見表明ができる子どもの数／全施設等入所児童)
		意見表明を行った子どもに満足度を確認	意見表明を行った子どもに満足度を確認
第2章	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会その他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、子ども家庭課に事務局を設置済	児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、子ども家庭課に事務局を設置済
第2章	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済	「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済
第3章	1 こども家庭センターの設置数	【こども家庭センター数】24か所	【こども家庭センター数】24か所
第3章	こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	【統括支援員基礎研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名のうち新任職員	【統括支援員基礎研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名のうち新任職員
		【統括支援員実務研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名	【統括支援員実務研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名
		【児童福祉司任用前講習会】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	【児童福祉司任用前講習会】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
第3章	都道府県（政令市）と市区町村との人材交流の実施体制の整備	【要保護児童対策調整機関の調整担当者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	【要保護児童対策調整機関の調整担当者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
		・子ども相談センターにおける実地研修体制を整備済 ・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済	・子ども相談センターにおける実地研修体制を整備済 ・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済
第3章	4 こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	【統括支援員】24人（1人／1か所）	【統括支援員】24人（1人／1か所）
		【サポートプラン担当者】32人（1人又は2人／1か所）	【サポートプラン担当者】32人（1人又は2人／1か所）
第3章	5 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	家事・育児訪問支援事業 (子育て世帯訪問支援事業) 【訪問支援件数】5,704人（延べ人数）	【訪問支援件数】5,422人（延べ人数）
		児童育成支援拠点事業 —	700人
		親子関係形成支援事業 156人	163人
		子どものショートステイ事業 (子育て短期支援事業) 15か所 1,227人日	1,460人日
		一時預かり事業 (幼稚園在園児対象) 220か所 【1号】608,459人日 【2号】443,365人日	246か所 【1号】263,332人日 【2号】410,856人日
		一時預かり事業 (幼稚園在園児以外対象) 78か所 89,898人日	78か所 87,457人日
		養育支援訪問事業 526人	617人
第3章	6 児童家庭支援センターの設置数	1か所	1か所
第4章	1 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	【産前・産後母子支援事業※】1か所 ※令和7年度から妊娠婦等生活援助事業	令和7年度から実施する妊娠婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章	資源	現在の整備・取組状況(計画に記載した令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
第4章	2 助産施設の設置数	9か所	9か所
第4章	3 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数	【母子保健従事者研修】<基礎編>前期・後期／各1回 <応用編>1回 60名	【母子保健従事者研修】2回 【受講者】未定
		【こども福祉行政従事者研修】1回 【受講者数】20名中14名	【こども福祉行政従事者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
第6章	1 一時保護施設の定員数	【中央こども相談センター】60人	【中央こども相談センター】60人
		【北部こども相談センター】40人	【北部こども相談センター】40人
		【南部こども相談センター】30人	【南部こども相談センター】40人
		—	【東部こども相談センター】40人
第6章	2 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	【一時保護専用施設】1か所	【一時保護専用施設】9か所
		【委託一時保護が可能な里親数】263組	【委託一時保護が可能な里親数】372組
		【委託一時保護が可能なファミリーホーム数】24か所	【委託一時保護が可能なファミリーホーム数】28か所
第6章	3 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	【外部研修】 (1)SV(指導者)研修／各センター4名ずつ×3カ所 (2)実務者研修／各センター2名ずつ×3カ所 (3)CVPPPトレーナー研修／各センター8名ずつ×3カ所	【外部研修】 (1)SV(指導者)研修／各センター4名ずつ×4カ所 (2)実務者研修／各センター2名ずつ×4カ所 (3)CVPPPトレーナー研修／各センター8名ずつ×4カ所 (4)一時保護施設管理者研修／各センター1名ずつ×4カ所
		【センター全体研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員	【センター全体研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員
		【一時保護所全体研修】 (1)トラウマインフォームドケア研修／全職員(対面・オンライン・録画視聴併用) (2)内容調整中／全職員	【一時保護所全体研修】2回 【受講者数】全職員(対面・オンライン・録画視聴併用)
		【各一時保護所内研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員 (2)各センターで定期的に実施／全職員	【各一時保護所内研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員 (2)各センターで定期的に実施／全職員
第6章	4 こどもの最善の利益を守る、意見表明機会の確保	【日記・生活アンケートの実施】 (1)日記／毎日実施 (2)生活アンケート／毎週実施	【日記・生活アンケートの実施】 (1)日記／毎日実施 (2)生活アンケート・自由アンケート／毎週実施
		【意見聴取等措置の実施】 一時保護開始時・解除時などに担当CWが実施	【意見聴取等措置の実施】 一時保護開始時・解除時などに担当CWが実施
		【意見表明等支援事業の実施】 南部こども相談センターにて意見表明等支援事業を実施	【意見表明等支援事業の実施】 全センターにて意見表明等支援事業を実施
第6章	5 第三者評価を実施している一時保護施設数	【第三者評価を実施している一時保護所】0か所(R5実績) ①中央こども相談センター一時保護所/R1年度実施 ②北部こども相談センター一時保護所/R7年度実施予定 ③南部こども相談センター一時保護所/R3年度実施	【第三者評価を実施している一時保護所】毎年度1か所
第7章	1 こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	・親子関係再構築を適切にすすめるため、ライフストーリーワークの実施 ・ケースマネジメントや親子交流などをサポートする業務を行う親子関係再構築支援チームを令和6年度に配置 ・親子再統合担当は配置済	親子関係再構築支援チーム、親子再統合担当を配置
第7章	2 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	【ライフストーリーワーク実施】40人	【ライフストーリーワーク実施】50人
		【ファミリーグループカンファレンスの実施】50件	【ファミリーグループカンファレンスの実施】55件
第7章	3 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	【親子関係再構築支援員の配置】 各こども相談センター／2名ずつ	【親子関係再構築支援員の配置】 各こども相談センター／2名ずつ
		【親子再統合担当の配置】 各こども相談センター／1名ずつ	【親子再統合担当の配置】 各こども相談センター／1名ずつ
第7章	4 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	【親への相談支援等に関する児相職員研修】2回 【受講者数】45人	【親への相談支援等に関する児相職員研修】2回 【受講者】45人
		【親への相談支援等に関する新任職員研修】1回 【受講者率】100%	【親への相談支援等に関する新任職員研修】1回 【受講率】100%
		児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣
第7章	5 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	【母親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)】 事業委託実施中	【母親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)】 事業委託継続 【父親向け虐待再発防止プログラム(グループカウンセリング)】 事業委託実施

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章	資源	現在の整備・取組状況(計画に記載した令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
第7章	7 こども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数	20件	22件
第7章	8 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	14件（上記①の内数）	15件（上記①の内数）
第7章	9 親との交流の途絶えたケース等の特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制	児童福祉司が親の家庭状況を適宜把握しているほか、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員から随時交流が途絶えたケース等について随時連絡が入り、親の同意不同意にかかわらず、子どもの最善の利益の観点から特別養子縁組が適当か検討し、必要な調査を集中的に行い、援助方針会議に諮っている。	整備済
第7章	10 里親支援センターやフォースターリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制	特別養子縁組についての相談は、フォースターリング機関、こども相談センター、業務を委託している家庭養護促進協会を案内している。 市管の乳児院は特別養子縁組の支援経験が豊富であり、またすべての乳児院に里親支援専門相談員が配置され、こども相談センターが特別養子縁組を含めた研修を実施しているので、制度の説明や特別養子縁組等成立後の支援についても対応している。	整備済
第7章	11 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童福祉司の割合	100%	100%
第8章	1 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	【3歳未満】12.8% 【3歳以上の就学前】28.8% 【学童期以降】23.2% 【全体】22.8%	【3歳未満】42.9% 【3歳以上の就学前】45.0% 【学童期以降】34.0% 【全体】36.5%
第8章	2 (里親) 登録率	52.2%	72.7%
第8章	3 (里親) 稼働率	43.8%	50.2%
第8章	4 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	【里親登録数】263世帯 ※ （うち養育）261世帯 （うち専門）2世帯 （養子）80世帯 ※養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている	【里親登録数】372世帯 ※ （うち養育）368世帯 （うち専門）4世帯 （養子）94世帯 ※養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている
第8章	5 ファミリーホーム数	24か所	28か所
第8章	6 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	【里親審査部会の開催件数】年6件	【里親審査部会の開催件数】年6件
第8章	7 里親支援センターの設置数	0か所	4か所
第8章	8 民間フォースターリング機関の設置数	3か所	0か所
第8章	9 児童相談所における里親支援体制の整備	・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を配置 ・各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置	・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を配置 ・各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置
第8章	10 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	【スキルアップ研修実施回数】6回 【受講者数】90組／135人	【実施回数】6回 【受講者数】137組／205人
第9章	1 小規模かつ地域分散化した施設数	【乳児院】 ・小規模GC（本体施設）／21か所 ・小規模GC（分園型）／2か所 【児童養護施設】 ・小規模GC（本体施設）／32か所 ・小規模GC（分園型）／5か所 ・地域小規模児童養護施設／24か所	【乳児院】 ・小規模GC（本体施設）／21か所 ・小規模GC（分園型）／13か所 【児童養護施設】 ・小規模GC（本体施設）／52か所 ・小規模GC（分園型）／7か所 ・地域小規模児童養護施設／46か所
第9章	2 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	【乳児院】198人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／123人 ・小規模GC（分園型）／9人 【児童養護施設】795人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／235人 ・小規模GC（分園型）／30人 ・地域小規模児童養護施設／143人	【乳児院】137人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／84人 ・小規模GC（分園型）／53人 【児童養護施設】549人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／240人 ・小規模GC（分園型）／38人 ・地域小規模児童養護施設／271人
第9章	3 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	【家庭支援専門相談員の加配施設数】 ・乳児院／3施設 ・児童養護施設／6施設 【心理療法担当職員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／12施設 【自立支援担当職員の加配施設数】 ・児童養護施設／11施設	【家庭支援専門相談員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／12施設 【心理療法担当職員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／11施設 【自立支援担当職員の加配施設数】 ・児童養護施設／12施設

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章	資源	現在の整備・取組状況(計画に記載した令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等(令和11年度末時点)
第9章 4	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	【家庭支援専門相談員の加配職員数】 ・乳児院／4人 ・児童養護施設／7人	【家庭支援専門相談員の加配職員数】 ・乳児院／6人 ・児童養護施設／15人
		【心理療法担当職員の加配職員数】 ・乳児院／8人 ・児童養護施設／17人	【心理療法担当職員の加配職員数】 ・乳児院／10人 ・児童養護施設／19人
		【自立支援担当職員の加配職員数】 ・児童養護施設／11人	【自立支援担当職員の加配職員数】 ・児童養護施設／16人
第9章 5	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	【親子支援事業の実施施設数】 ・乳児院／0施設 ・児童養護施設／0施設	【親子支援事業の実施施設数】 ・乳児院／4施設 ・児童養護施設／3施設
		【家族療法事業の実施施設数】 ・乳児院／2施設 ・児童養護施設／1施設	【家族療法事業の実施施設数】 ・乳児院／2施設 ・児童養護施設／1施設
第9章 6	一時保護専用施設の整備施設数	【一時保護専用施設（ユニット）】1か所	【一時保護専用施設（ユニット）】9か所
第9章 7	児童家庭支援センターの設置施設数	1か所	1か所
第9章 8	里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数	【里親支援センター】0か所	【里親支援センター】4か所
		【里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設】3か所	【里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設】0か所
第9章 9	妊娠婦等生活援助事業の実施施設数	1か所	令和7年度から実施する妊娠婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討
第9章 10	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	—	【児童育成支援拠点事業】700人
		【子育て短期支援事業】大阪市内の乳児院・児童養護施設15か所（1,227人日）	【子育て短期支援事業】大阪市内の乳児院・児童養護施設 1,460人日
		【養育支援訪問事業】526人	【養育支援訪問事業】617人
第10章 1	児童自立生活援助事業の実施個所数(I～III型それぞれの入居人数)	【I型】6ヶ所／38人 【II型】4ヶ所／8人 【III型】8ヶ所／12人	【I型】6ヶ所／38人 【II型】5ヶ所／10人 【III型】11ヶ所／15人
第10章 2	社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数	1ヶ所	1ヶ所
第10章 3	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	連携体制の整備について検討中	関係機関との連携体制を整備
第11章 1	児童相談所の管轄人口	【中央こども相談センター】1,295,654人 【北部こども相談センター】872,706人 【南部こども相談センター】584,052人 ※人口は直近の国勢調査（R2）より	【中央こども相談センター】954,761人 【北部こども相談センター】675,132人 【南部こども相談センター】430,996人 【東部こども相談センター】691,523人 ※人口は直近の国勢調査（R2）より
第11章 2	第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所 ※毎年1か所ずつ順番に実施。
第11章 3	児童福祉司、児童心理司の配置数	【児童福祉司】183人（R6.4現在）	【児童福祉司】190人
		【児童心理司】61人（R6.4現在）	【児童心理司】94人 ※令和5年度児童虐待相談対応件数等に基づき算出
第11章 4	市町村支援児童福祉司の配置数	1人（R6.4現在）※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数
第11章 5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	32人（R6.4現在）※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数
第11章 6	医師の配置数	各センターに配置	各センターに配置
第11章 7	保健師の配置数	5人（R6.4現在）	5人
第11章 8	弁護士の配置数	2人（R6.4現在）	2人
第11章 9	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講（R5実績：35人）	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講
第11章 10	専門職採用者数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数